

ゆうあいだより

障害者支援センター
かしのきの里
書写障害者デイサービスセンター
広畑障害者デイサービスセンター
在宅障害者デイ・サービスルーム
障害者やすらぎルーム 障害者体育館

あぼしりサイクル事業所
ぱっそ・あ・ぱっそ

No.173

令和3年(2021年)5月20日発行

新年度が始まり、あっという間に1ヶ月が経ちました。少しずつ新しい環境に慣れ、疲れが出てくる頃かもしれません。そして、いまだ衰えを知らない新型コロナウイルス感染症に十分留意し、体調管理に気を付けながら、今月も楽しく過ごしていきたいと思います！

さて、今回の『ゆうあいだより』では「虐待防止に向けた取り組みと対応」や「各事業所の紹介」、「活動報告」、「成人部の新体制」の記事を掲載していますので、是非ご覧ください。

ゆうあいギャラリー



タイトル

「こいのぼり」

広畑障害者デイサービスセンター
利用者共同作品

広く活動内容を知っていただくために、利用者の方の写真を多く掲載しています。掲載写真は、ご本人の了承を得たうえで使用させていただいています。

特集 『虐待防止に向けた取り組みと対応』

権利擁護ワーキングチーム

権利擁護ワーキングチーム（以下、WTとする）では昨年の1年間をかけて、『虐待防止対応マニュアル』と『禁止事項』を大幅に見直しましたので、その報告をさせていただきます。

わが国において障害者の虐待防止を禁じる法律ができたのは、2012年です。高齢者虐待防止法は障害者虐待防止法に先駆けて成立しましたが、それでも2006年の施行でした。総合福祉通園センター成人部は、高齢者虐待防止法が施行された当時から、障害者分野でも法律ができることを見据えて、マニュアルを検討していました。そして2008年に『虐待防止のために』を完成させ、虐待の定義、虐待を発見したときの対応などを明文化しました。さらに虐待に当たる具体的な行為などを記した『禁止事項』も作成し、事業所内に掲示することで関係者の意識を高められるようにしました。

その後、障害者虐待防止法が成立したのを機に『虐待防止対応マニュアル』に改訂し、虐待発見時の対応をフローチャートにするなど、誰でもわかりやすいものになるよう見直しました。また虐待を未然に防ぐための仕組みとして、研修の実施や虐待防止チェックリストの作成などを明文化しました。

そしてこの度、職員行動規準の大幅な見直しに合わせて、時代に即したマニュアルとなるよう『虐待防止に向けた取り組みと対応』を改訂し、内容も「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」などから文言を引用し整理

しました。また虐待発生時の対応をより迅速に行うために、「発見即通報」の義務のもと、よりスムーズな流れになるようフローチャートも更新しています。

さらに身体拘束についてもより具体的な例を挙げ、何気ない日々の言動が身体拘束になる可能性があることを明記しました。そして全国の事例を共有化し、なぜ虐待が起こったのかを検証することで、虐待が起こりにくい職場環境、早期発見しやすい環境づくりについても合わせて検討してきました。

権利擁護WTの働きかけにより、以下の通り、成人部各部署で計画的に研修等にも取り組んでいます。

- ①外部研修に参加し、最新情報を得る。
- ②障害者虐待防止チェックリストを用いてセルフチェックを行い、自分が気づかないうちに権利を侵害していないか振り返る機会をもつ。
- ③年に最低1回は虐待に関する内部研修を行うことで、職員の啓発につなげる。

虐待防止に向けた取り組みと対応

2021年(令和3年)1月

前文

障害者虐待防止法では、障害者に対する虐待が障害者の被害を誘発するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であると認識されている。我が国、岐阜県総合福祉通園センター成人部は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、その他虐待をなくしている。日々の業務の中で人権を侵害する行為を防止し、常に公平の立場で適切な対応を心がけるよう、関係者に理解を求めるとともに、本マニュアルとして定めるものである。

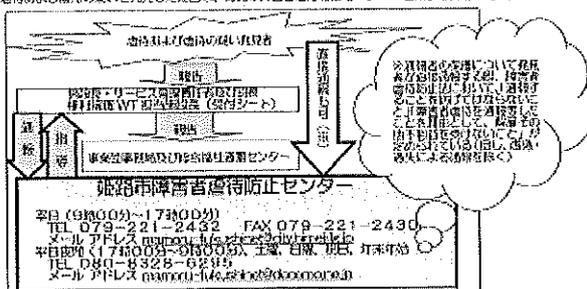
1. 障害者虐待と定義

区分	内容
身体的虐待	暴行や罰金によって身体に損傷を及ぼす行為、若しくはほろぼすおそれのある行為、身体を縛りつけたり、湯水や消毒液によって身体に刺激を及ぼす行為、
性的虐待	いかなる行為をせよ、又は行おうとする行為をさせること、(表面は許可されているように見えても、本人の同意が得られなかった場合を指す。)
心理的虐待	誹謗、侮辱等の言動や態度、仲間、嫌がらせによって精神的に苦痛を及ぼすこと。
ネグレクト(怠慢・放置)	食料や排泄、入浴、洗濯等の必要の行為をしない、必要なケアサービス、医療やケアを怠らせない等によって障害者の生活水準や健康・精神的状態を悪化させること。
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいは同意を以て)利用や借金、預金を使ったり勝手に運用し、本人が預けようとする金銭の使用を制限し、取り戻すこと。

～虐待の事例と対応～
 1. 虐待の発生状況で人間性に行われる可能性がある。1. 虐待の発生状況/状況に由来。
 2. 虐待が虐待に起因して発生している(虐待による)。
 3. 虐待が虐待に起因して発生している(虐待による)。
 4. 虐待が虐待に起因して発生している(虐待による)。
 5. 虐待が虐待に起因して発生している(虐待による)。

2. 虐待を発生した時の対応について

虐待を発生した時、発見した場合は、総合福祉通園センターに連絡する必要がある。



今回の改訂の特徴の一つに「前文」があります。これは我々成人部職員の誓いのようなものであり、ここに成人部としての想いが集約されているといっても過言ではありません。その前文を紹介します。

前文

障害者虐待防止法では、『障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である』と記載されている。我々、姫路市総合福祉通園センター成人部職員は、職員行動規準を定め、その中で虐待を強く禁じている。日々の業務の中で人権を侵す存在となりうる可能性を自覚し、常に相手の立場で適切な支援を心がけられるよう、虐待に関する理解を深めるための指針として定めるものである。

我々は日常の言動が利用者への権利侵害につながるかもしれないことを常に肝に銘じておかななくてはなりません。



また、虐待の中には身体拘束も含まれます。ただ身体拘束は「やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件（切迫性・非代替性・一時性）すべてを満たす場合に限り、本人や他者に危険が及ばないように定められたルールの範囲内で、最低限の実施に限られる必要があります。極力身体拘束をしない環境づくりをしていくのは当然ですが、それでも必要な場合は、『安心安全に関する特別対応についての同意書』を作成し、ご本人やご家族への丁寧な説明、同意を得た範囲でのみ身体拘束を行います。しかしこれは同意をもらったから身体拘束をして構わないというものではなく、先述した通り、極力身体拘束をしなくても良い環境づくりを常に探求していかなくてはなりません。そして定期的にモニタリングを行い、身体拘束に対して検証し、改善を試みが不可欠となってきます。いかに事業所の中で真摯に取り組んでいき、解消していけるかが求められていると認識しています。

今回改訂した『虐待防止に向けた取り組みと対応』も『禁止事項』も、何も特別なことは書いてありません。当たり前のことをしっかり肝に銘じておく必要があります、またそのような構造を生まない環境づくりが必要だと考えます。

令和3年度障害者総合支援法関連の制度改正により、利用者の権利擁護や安全確保の更なる強化が求められています。利用者への虐待防止を強化していくために、虐待防止委員会の設置・開催や職員に対する研修の実施、責任者の設置、身体拘束等の適正化に向けた取り組みも義務化されます。我々支援者、関係者等の意識をより高め、事業所としての責務を果たしていくとともに、利用者ご自身が、自分の権利を正しく理解し行使していけるような働きかけも必要であると考えています。

これまで権利擁護WTは1993年に始まった人権委員会以降、権利擁護委員会等と名前を変えつつも、今日まで一貫して利用者の権利の尊重を目指し活動してきました。しかしながら、まだまだ道半ばであると痛感しています。権利擁護WTは、皆様のご理解とご協力を頂きながら、利用者の権利を護る活動を今後も継続していきます。



『安心安全を守るための広畑障害者デイサービスセンターでの取り組み』

姫路市立広畑障害者デイサービスセンター
サービス管理責任者 土屋 敦

広畑障害者デイサービスセンター（以下、「広畑デイ」とする）では、利用者や家族、職員の安全を確保し、当事業所のサービスの質を維持・向上していくために、様々な取り組みを行っています。具体的には避難訓練（火災、風水害、地震）、救急救命研修、送迎時緊急対応訓練、利用者の急変時対応訓練、感染症研修や不審者対応訓練等があり、それらを年間計画にもとづき実施しているので、紹介します。

火災・地震避難訓練については実施の都度、火災等発生想定場所を変更し避難経路を変えています。館内放送や職員の指示をしっかりと聞き、慌てず安全確保しながら避難をし、点呼の際は利用者も職員も大きな声で返事をするなど、真剣に取り組んでいます。避難時に必要な防災頭巾やヘルメット、LED ライト等も備え、実際に使用することもあります。



総合福祉通園センターのなかで唯一の浸水ハザード（0.5～3m浸水想定区域）があり、避難確保計画と定期的な訓練実施義務がある当事業所は、高潮や夢前川氾濫の風水害を想定した垂直避難訓練も行っています。エレベーターが使用できない場合には、階段を使用して車いすの利用者を職員が抱え上げ、避難することも必要になります。訓練では、事前にどの職員が車いすのどの部分を持つか確認し安全を確かめてから、階段を上がります。不安な様子利用者への声かけも欠かせま

せん。

救急救命研修については毎年、飾磨消防署広畑分署の救急隊員に依頼し、特に昨年度は新型コロナウイルス感染症対策をしながら心肺蘇生法研修を行いました。救急隊員作成の動画を視聴した後、レサシアン（訓練用の人形）を使用するたびに消毒し、人数を絞って実技を行いました。救急隊員にとってもコロナ禍で初めての研修実施だったようで、「広畑デイでの実施をもとに、今後一般市民向けに研修をすすめていきます」と話されていました。



送迎時緊急対応訓練では、事前に姫路市防災センター内の消防指令センターや飾磨消防署広畑分署に依頼した上で、送迎途上で利用者急変時の119番訓練通報を行っています。119番通報時はとても緊張しますが、消防指令センターの方が冷静かつ丁寧に対応してくれるので落ち着いて情報のやり取りができます。訓練終了後の振り返りでは、通報において伝えるべき必要な情報についてもしっかりと確認し、職員間で意見交換し、学びを共有します。その他、広畑デイにおける利用者の急変時対応訓練や感染症研修についても嘱託医の國部伸也医師の指導のもと実施しています。利用者の窒息、骨折などの急変やノロウイルス発生等のシミュレーション研修も行います。目下の新型コロナウイルス感染症予防対策については情報収集に努め、対策を追加しながら実施しています。

不審者対応訓練では、「さすまた」の使用方法を確認したり、不審者が館内に侵入してきた時の動線や対応の打ち合わせ、不審者を刺激しないように利用者や職員へ危険や非常事態を伝える館内放送の工夫などを確認します。

利用者の「今日も楽しかった！」という声と、ご家族の「安心して利用できる」という思いに応えるために、引き続きリスクマネジメントの観点から様々な取り組みを続けていきたいと思っております。

活動報告その1

障害者支援センター活動班 商品紹介

～オーラルピース～

こんなことにお悩みの方はいませんか？

- ・「うがい」や「歯磨き」をすることが難しい。
- ・口の中が乾燥する。
- ・研磨剤やフッ素などの成分が気になる。
- ・できるだけオーガニックにこだわりたい。等々

そんな悩みを抱えている方たちにおすすめ、活動班では天然由来 100%（ネオナイシンを配合した水と植物原料のみ）の歯磨き剤を販売しています。ネオナイシンとは、虫歯・歯周病原因菌や誤嚥性肺炎の原因菌への抗菌効果のある植物性乳酸菌由来ペプチドと植物エキスによる口腔用天然抗菌剤のことです。

もし飲み込んでしまっても腸管内で速やかにアミノ酸として分解・消化されるので、腸内フローラを殺菌せずに守ることができます。しかも、天然由来 100%で作られているため、優しい甘みを感じることができます。

乳幼児～お年寄りまで幅広い世代に、安心して使用できることもあり、リピーターも増えてきています。商品は「梅ミント」「オレンジミント」「スカイミント」3種類の味で、普段の歯磨きにも使いやすい「ジェルタイプ 1,320円（税込）」と持ち運びに便利な「スプレータイプ 1,100円（税込）」の2種類を販売しています。

活動班では、商品を入れる袋にスタンプを押したり、購入していただいたお客様に商品を届けたりと、日々作業に取り組んでいます。販売は、障害者支援センター内の活動班、喫茶あっと・ゆ〜る、喫茶ふれあいで行っています。気になる方はぜひ一度お試しください！



活動報告その2

中播磨県民センター販売会報告

2020年、世界を震撼させ今もなお終息していない新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの障害者施設で自主生産している商品の売上が減少し、利用者への工賃支払いが大変厳しい状況に陥りました。そこで兵庫県では「生産活動拡大等強化事業」を立ち上げ、県内10圏域の連携団体と協力し、販路拡大および受注促進の取り組みが行われました。かしのきの里は中播磨圏域の連携団体として、兵庫セルフセンターと協力してこの取り組みを担当することになりました。販売会の開催を呼びかけ、参加を希望する事業所に対して中播磨県民センターの館内での販売会実施に向けて、準備・打ち合わせを行ってきました。途中、緊急事態宣言の発令により、開催が中止になることもありましたが、事業を担った半年間で2回の販売会を実施することができました。中播磨圏域では、事業への参加希望事業所が20か所ほどあり、その内今回の販売会に参加したのは、1回目が9事業所、2回目は7事業所でした。県民センターは市役所と違って一般市民の利用は少なく、お客様の多くは県の職員となります。そのため昼休みの1時間程度の限られた販売時間で、感染防止対策を徹底し混雑を避けた上で販売利益をあげる工夫をしながら取り組みました。

この事業は2020年度限定だったためすでに終了しましたが、参加事業所からは、販売の機会を提供してもらえて嬉しかったという感想もいただきました。



2021年度のスタッフ紹介

【障害者支援センター】 所長:高橋 晃

訓練グループ	就職訓練班	堀内泰介 谷口奈緒子 渡部光矢
	自立訓練班	田淵美咲 篠原 彩
就労グループ	製菓班	前田真織 浦川 耀 田村千春
	喫茶班	ぴあのぴあ~の: 井口 環 柳尾 恵 南川溶子 中西安香音 あっと・ゆ~る、ふれあい: 陶山美穂
	洗車班	平野 潤 安井大悟 永瀬裕子
	作業第一班	奥田祐也 大畑和美
活動作業グループ	軽作業班	三輪芳正 上月みさの 高垣かよ 谷口美里
	個別作業班	小林大介 時村暁彦 田淵奏恵 増田真由 寺脇真寿美 本間なつみ 山本 聖
	活動班	中川明美 小田健司 吉川雅敏 番能壺茂 西本弥生 武田朋子 富岡美帆 橋本美希
総務グループ	事務・用務	金谷由美 大野萌絵 萩原美奈子
	栄養士・調理	岡崎由有香 丸井由賀里 藤原京子 延澤友香 田栗真弓

【かしのきの里】 園長:原田賢哲

クリーン作業・陶芸班	中川繭子 野上慎一郎 河谷拓真 堀田紗季 西口若菜 森上かおる
就労移行班	鷹谷直樹 栗岡由実 前村理絵
事務・給食・用務	山本しのぶ 森 留美子 三浦 攝 今浪英美

【あほしりサイクル事業所】 所長:高野進吾

	秋竹展樹 藤本健吾 藤岡菜都美 大前はるみ
事務	山本しのぶ(兼)

【在宅障害者テイクサービスルーム】 室長:伊藤文繁

	鷹谷由里子 田中美保
事務	金谷由美(兼) 大野萌絵(兼)

【書写障害者デイサービスセンター】 所長:山崎奈保美

A班	牛尾将人 安國奈央 坂口雄一 梶本聖子 田中尚子 天田沙恵 原 和美 大江貴宏 戸田 縁 野中麻衣 河野由紀
B班	中村浩子 伊吹雅恵
事務・給食	朝比奈政美 國司弘江(兼) 田枝智奈美 岸上瑞江

【広畑障害者デイサービスセンター】 所長:竹田公子

	土屋 敦 東 陽介 平田桃香 安藤 希 高尾博志 田中裕美 鈴木 旋 福井美樹 植田奈々 井上恵子 稲田美和
事務・給食	國司弘江 村中巳佐子 瀧北 薫

【ぱっそ・あ・ぱっそ】 所長:濱 亜紀子

相談支援	崎岡和幸 万永章宏 矢内真季子 八木亜由美 尾形 愛 大江なつみ 西田純子 岸本優子 江見陽子 河原ゆかり
事務	山本和美 清水美香(兼)

【障害児療育関係事業】 事業長:伊藤文繁(兼)

事務	委託事務	清水美香
	診療事務	藤田圭子 濱本利恵 荒尾裕子
給食・用務	壺さおり 安富優子 中根奈津子 八田英奈 宗俊聡子	
保育(さくらんぼ保育)	辻本 幸 西川朋子 井上綾子	

【障害者やすらぎルーム】 室長:伊藤文繁(兼)

	森下明代 上田佐知子
事務	清水美香(兼)

【障害者体育館】 館長:伊藤文繁(兼)

事務	清水美香(兼)
----	---------

※(兼)は、業務を兼任していることを示します。



ルネス花北成人部事業所一覧

姫路市立 障害者支援センター（多機能型） 〒670-0804 姫路市保城 309 番地 1 TEL 079-282-2384 FAX 079-224-6751	
就労移行支援	就職訓練班
自立訓練	自立訓練班
就労継続支援B型	喫茶班「café ぴあのぴあ〜の」「café あっと・ゆ〜る」「ふれあい」 製菓班「クッキー工房 樫の詩」・洗車班・作業第一班
生活介護	軽作業班・個別作業班・活動班

姫路市立 かしのきの里（多機能型） 〒671-2246 姫路市打越 1352 番地 6 TEL 079-267-0202 FAX 079-267-0445	
就労移行支援 就労定着支援	就労移行班
就労継続支援B型	クリーン作業・陶芸班

生活介護	姫路市立 書写障害者デイサービスセンター 〒671-2203 姫路市書写台二丁目 7 番地 TEL 079-267-2636 FAX 079-267-2794
------	--

生活介護	姫路市立 広畑障害者デイサービスセンター 〒671-1116 姫路市広畑区正門通三丁目 2 番地 2 TEL 079-239-1888 FAX 079-239-1898
------	---

地域活動支援センターⅡ型	姫路市立 在宅障害者デイ・サービスルーム 〒670-0804 姫路市保城 309 番地 1 TEL 079-284-0776 FAX 079-224-6751
--------------	--

障害児・者一時保護施設	姫路市立 障害者やすらぎルーム 〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地 TEL 090-2598-9237 FAX 079-224-3173
-------------	--

体育施設	姫路市立 障害者体育館 〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地 TEL 079-288-7122 FAX 079-224-3173
------	---

就労継続支援A型	あぼしリサイクル事業所 〒671-1236 姫路市網干区網干浜 4 番地 1 エコパークあぼし内 TEL 079-273-8889 FAX 079-273-8870
----------	---

相談支援事業所	ぱっそ・あ・ぱっそ 〒670-0955 姫路市安田三丁目 1 番地 姫路市総合福祉会館 2 階 TEL 079-240-6702 FAX 079-240-6705
---------	--

ゆうあいだより No.173 令和3年(2021年)5月20日発行
 発行 姫路市総合福祉通園センター成人部
 編集 「ゆうあいだより」編集係